

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

DECEMBER 2017
 VOL.593

12



イルミネーション(あしかがフラワーパーク)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一 氏

●2017 12月号 CONTENTS●

年末・年始労働災害防止強化運動実施中……………2
 茨城労働局長による「職場における死亡災害撲滅・
 労働災害減少に向けた緊急要請」……………3
 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策や
 セクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です!……………4
 茨城県の最低賃金……………6
 精神障害の労災認定……………7
 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………8
 「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか?……………9
 過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました……………9

「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修」開催のご案内……………10
 職長・安全衛生責任者能力向上教育開催のご案内……………11
 平成29年度茨城衛生管理者協議会研修会のご案内……………11
 年末年始における年次有給休暇の取得促進について……………12
 ご存知ですか? 中退共の退職金制度……………14
 県内の労働災害発生状況速報……………15
 12月は労働保険料滞納整理強化月間です……………15
 第一種衛生管理者免許試験受験準備講習会開催のご案内……………15
 講習会のご案内……………16

年末・年始労働災害防止強化運動実施中

労使一体となって労働災害防止対策の推進をお願いします

年末年始は、あわただしく、大掃除や機械の点検・整備など非定常時作業が多くなることから、労働災害のリスクが高まります。作業手順の遵守や非定常時作業時の安全確保の確認等に努めることが重要です。

- スローガン 『異常なし! ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害』
- 実施期間 平成29年12月1日から平成30年1月31日まで
- 実施事項 1 建設現場に対して、集中的に監督指導を実施
2 労働災害防止団体等に運動の取組を要請

1 事業場の実施事項

- ①経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
- ②事業場の代表者等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。
- ③リスクアセスメントの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。
- ④KY(危険予知)活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S活動)を積極的に推進する。
- ⑤ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策を実施する。
- ⑥交通労働災害防止対策を推進する。
- ⑦各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。
また、選任された作業主任者に対して、職務遂行を徹底させる。

2 主な業種の労働災害防止対策

(1) 製造業対策

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、切れ・こすれ災害が多く発生しています。

- ①機械設備の回転部分などに安全カバーを取り付けましょう。
- ②機械設備の点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられているか確認しましょう。
- ③転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。食品工場など水を扱う職場は滑り止めの作業靴を使いましょう。

(2) 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く発生しています。手すり等の未設置など墜落防止対策の不備が原因です。

- ①労働安全衛生規則で定められた構造の足場を設置しましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張り、安全帯を使用しましょう。また、ヘルメット(保護帽)を着用しましょう。
- ②はしごを使用するときは、転倒しないように固定しましょう。
- ③建設機械との接触を防止するため、立ち入り禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
- ④掘削作業を行うときは、土砂崩壊防止のため、土止め支保工を設置しましょう。

(3) 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック等からの墜落災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには、運送事業者の努力だけでは難しく、荷主の方のご理解とご協力が必要です。

- ①荷台への昇降の際は、はしごや作業台を使用しましょう。
- ②積み込み場所等には、墜落防止のための親綱や簡易足場の設置を進めましょう。
- ③ヘルメット(保護帽)を着用しましょう。

(4) 第三次産業対策

商業や社会福祉施設では、転倒災害が多く発生し、社会福祉施設では腰痛が多く発生しています。

- ①安全推進者を選任し、安全推進者が中心となって労働災害防止対策に取り組みましょう。
- ②転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。
- ③4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動を積極的に推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
- ④正しい荷物の持ち方など腰痛防止の教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。

茨城労働局長による 「職場における死亡災害撲滅・労働災害減少に向けた緊急要請」 茨城労働局 労働基準部 健康安全課

全国で平成29年の労働災害の死亡者数が対前年比で増加、特に8月に急増したことから、厚生労働省は、労働災害防止団体や関係事業者団体に対し、死亡災害撲滅に向けた緊急要請を行いました。

茨城県内では死亡者数は減少しているものの、9月末現在、死傷者数(休業4日以上)で、製造業、建設業、運輸・貨物業において大幅に増加していることから、茨城労働局では、10月25日、県内の労働災害防止団体等に対し、局長による『職場における死亡災害撲滅・労働災害減少に向けた緊急要請』を行ったところです。

10月末現在、全産業の死傷者数は対前年比で減少となりましたが、製造業では19人(3.2%)、建設業では14人(4.9%)、運輸・貨物業では20人(6.5%)と依然として増加しており、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」による被災者が38人(23.5%)増と減少しておらず、多くが動力機械への「はさまれ・巻き込まれ」で発生しています。

建設業では、「墜落・転落」による死亡災害が発生し、死傷者数も対前年比で増加しており、道路貨物運送業においては荷役作業時、トラック荷台等からの「墜落、転落」災害が多く発生しています。

年末・年始労働災害防止強化運動期間中、労使の皆様をはじめ関係者が一体となって、基本的な安全管理の徹底により労働災害防止に努めていただくようお願いいたします。

職場における死亡災害撲滅・労働災害減少に向けた緊急要請

茨城県内の労働災害は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には減少してきておりますが、本年の休業4日以上死傷者数は、9月末現在、1,929人と対前年比で19人(1.0%)増加しており、製造業では35人(6.8%)、建設業では17人(6.7%)、運輸・貨物業では23人(8.6%)と大幅に増加しています。

なお、死亡者は、14人と対前年比で7人の減少となっておりますが、建設業で7人が死亡、うち3人は高所からの墜落によるものです。また、林業で死亡災害が発生していますが、林業以外でも伐倒木による死亡災害が2件発生しています。労働災害の発生状況をみますと、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことで発生したものが少なからず認められ、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」による被災者が42人(30.4%)増と大幅に増加し、企業の景況感が改善する中、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

茨城労働局では、第12次労働災害防止計画で、死傷者数を平成24年比で平成29年までに20%以上減少させることを目標としていますが、平成29年度が最終年度であり、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

労働災害は本来あってはならず、特に死亡災害や重篤災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、基本的な安全活動の着実な実施・確認、そしてその繰返しという原点に立ち返っての安全衛生活動を今一度総点検していただき、そして、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 全ての労働者に対する雇入れ時教育等を徹底するとともに、実効ある安全衛生教育を実施すること

平成29年10月25日
茨城労働局長 西井裕樹

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策やセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です!

これまで、男女雇用機会均等法(以下「均等法」)により、事業主には職場におけるセクシュアルハラスメント防止措置を講ずることが義務づけられていましたが、改正均等法及び改正育児・介護休業法により、平成29年1月からは、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置も、事業主に義務付けられました。

➡ ① 職場におけるセクシュアルハラスメントとは?

「職場」において行われる、「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されることです。

職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれます。また、被害を受ける者の性的指向(※1)や性自認(※2)にかかわらず「性的言動」であればセクシュアルハラスメントに該当します。

※1…人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするか ※2…性別に関する自己意識

➡ ② 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは?

「職場」において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと・育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した「男女労働者」等の就業環境が害されることです。

➡ ③ 上記1、2のハラスメントを防止するために事業主が雇用管理上講ずべき措置

各ハラスメントとも、事業主が講ずべき措置については厚生労働大臣の指針に定められています。

以下の①～⑤に関する措置が必要です。詳しくは、厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137178.html>) もご確認ください。

- ① ハラスメントがあってはならない旨等の方針の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ ハラスメントに関する相談があった場合の事後の迅速かつ適切な対応
- ④ 妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置
- ⑤ 相談者等のプライバシー保護のための措置の実施と周知

相談等を理由に不利益取扱いを行ってはならない旨の定めと周知・啓発

➡ 対応事例

就業規則の懲戒規定で、各ハラスメントに該当する行為の対処方針等が読み込める場合は、以下のような周知用資料を作成し、社内報や事業所内への掲示などにより全社員に周知する方法が考えられます。

ハラスメントは許しません!!

○年○月○日

株式会社○○○ 代表取締役社長○○○

- 1 職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがあり、また、性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあります。このような言動を行わないよう注意しましょう。

- 2 我が社は下記のハラスメント行為を許しません。
<妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント>

- ①部下又は同僚による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ②部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ③部下又は同僚が妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等
- ④部下による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為
- ⑤部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する行為

<セクシュアルハラスメント>

- ①性的な冗談、からかい、質問
- ②わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ③性的な噂の流布
- ④身体への不必要な接触
- ⑤性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑥交際、性的な関係の強要
- ⑦性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益取扱い
- ⑧その他、他人に不快感を与える性的な言動 など

3 この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いているすべての労働者です。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについては、妊娠・出産等をした女性労働者及び育児休業等の制度を利用する男女労働者の上司及び同僚が行為者となり得ます。

セクシュアルハラスメントについては、上司、同僚、顧客、取引先の社員の方等が被害者及び行為者になり得るものであり、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシュアルハラスメントに該当します。

相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

4 社員がハラスメントを行った場合、就業規則第△条「懲戒の事由」第1項、第2項に当たることとなり、処分されることがあります。

その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

- ①行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）
- ②当事者同士の関係（職位等）
- ③被害者の対応（告訴等）・心情等

5 相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合や上記2に当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

〇〇課 〇〇〇（内線〇〇、メールアドレス〇〇〇）（女性）

△△課 △△△（内線△△、メールアドレス△△△）（男性）

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。

6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いは行いません。

7 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

8 当社には、妊娠・出産、育児や介護を行う労働者が利用できる様々な制度があります。派遣社員の方については、派遣元企業においても利用できる制度が整備されています。まずはどのような制度や措置が利用できるのかを就業規則等により確認しましょう。制度や措置を利用する場合には、必要に応じて業務配分の見直しなどを行うことにより、上司や同僚にも何らかの影響を与えることがあります。制度や措置の利用をためらう必要はありませんが、円滑な制度の利用のためにも、早めに上司や人事部に相談してください。また気持ちよく制度を利用するためにも、利用者は日頃から業務に関わる方々とのコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。

所属長は妊娠・出産、育児や介護を行う労働者が安心して制度を利用し、仕事との両立ができるようにするため、所属における業務配分の見直し等を行ってください。対応に困ることがあれば、本社人事部〇〇課、△△に相談してください。

9 職場におけるハラスメント防止研修・講習も行っていますのでふるってご参加ください。

〈お問い合わせ先〉

茨城労働局雇用環境・均等室（相談・指導部門） TEL 029-277-8295

茨城県の最低賃金

I 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生 年月日	適用範囲
茨城県最低賃金	796	平成29. 10.1	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

II 特定(産業別)最低賃金 (件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります)

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生 年月日	適用範囲
鉄鋼業	892	平成29. 12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	859	平成29. 12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は削りの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくは取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品製造業	855	平成29. 12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業を除く。) (2)医療用機械器具・医療用品製造業 (3)光学機械器具・レンズ製造業 (4)電子部品・デバイス・電子回路製造業(音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (5)電気機械器具製造業(電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (6)情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (7)時計・同部品製造業 (8)(1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は削りの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくは取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
各種商品小売業	828	平成29. 12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

III 注意

- この表の最低賃金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
- 茨城県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく全ての労働者と、その使用者に適用されます。
- 派遣労働者については、派遣先の事業所に適用されている最低賃金額が適用されます。
- 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。
 - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 - ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
 - ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
- 月給制の場合は、右の計算式によって比較します。 月給額 × 12か月 ÷ 年間総所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
- 日給制の場合は、右の計算式によって比較します。 日給額 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

この記事に関するお問い合わせは、茨城労働局労働基準部賃金室(029-224-6216)又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

精神障害の労災認定

【認定基準】

仕事によるストレス(業務による心理的負荷)が関係した精神障害について、厚生労働省では平成23年12月に「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定め、これに基づいて労災認定を行うことになりました。

【基本的考え方】

精神障害は、外部からのストレス(仕事によるストレスや私生活でのストレス)と、そのストレスへの個人の対応力の強さとの関係で発病に至ると考えられています。

発病した精神障害が労災認定されるのは、その発病が仕事による強いストレスによるものと判断できる場合に限りです。

仕事によるストレス(業務による心理的負荷)が強かった場合でも、同時に私生活でのストレス(業務以外の心理的負荷)が強かったり、その人の既往症やアルコール依存など(個体側要因)が関係している場合には、どれが発病の原因なのかを医学的に慎重に判断しなければなりません。

【対象疾病名】

認定基準の対象となる精神障害は、国際疾病分類第10回修正版(ICD10)第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害であって、認知症や頭部外傷などによる障害、およびアルコールや薬物による障害は除きます。業務に関連して発病する精神障害の代表的なものは、うつ病や急性ストレス反応などです。

【認定要件】

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること。
 - ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
 - ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと。
- ※ 心理的負荷の強度は、精神障害を発病した労働者がその出来事とその後の状況を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価します。

【認定事例】

「ひどい嫌がらせ、いじめ、または暴行を受けた」ことにより、「うつ病」を発病したとして認定された事例

Aさんは、総合衣料販売店に営業職として勤務していたところ、異動して係長に昇格し、主に新規顧客の開拓などに従事することとなった。新部署の上司はAさんに対して連日のように叱責を繰り返し、その際には、「辞めてしまえ」「死ね」といった発言や書類を投げつけるなどの行為を伴うことも度々あった。

係長に昇格してから3か月後、抑うつ気分、睡眠障害などの症状が生じ、精神科を受診したところ「うつ病」と診断された。

判断

- ① 上司のAさんに対する言動には、人格や人間性を否定するようなものが含まれており、それが執拗に行われている状況も認められることから、業務による心理的負荷評価表の具体的出来事29「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の心理的負荷「強」の具体例である「部下に対する上司の言動が、業務範囲を逸脱しており、その中に人格や人間性を否定するような言動が含まれ、かつ、これが執拗に行われた」に合致し、合評価は「強」と判断される。
- ② 業務以外の心理的負荷、個体側要因はいずれも顕著なものは認められなかった。

上記の①及び②により、Aさんの精神障害は業務上疾病として労災認定された。

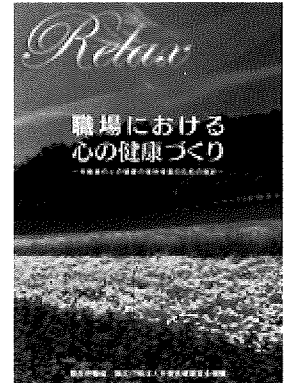
茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

◇心の健康づくり計画をこれから策定する事業者の方へ◇

「心の健康づくり計画助成金」は、産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員の助言・支援に基づき心の健康づくり計画を作成し、計画を踏まえメンタルヘルス対策を実施した場合に一律10万円の助成を受けることができる制度です。支給対象は法人に限ります。

◇心の健康づくり計画助成金 Q&A◇

- (Q1) 心の健康づくり計画を踏まえ、事業者自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明しただけでも、支給対象になるのですか？
- (A1) 支給対象になります。「メンタルヘルス対策の一部を実施したことになります。」
- (Q2) 心の健康づくり計画にストレスチェックの実施を含めて策定し、ストレスチェックを実施する場合、支給対象になりますか？
- (A2) 労働者数が50人未満の事業場の場合は支給対象になります。労働者数が50人以上の事業場の場合はストレスチェックの実施が義務化されているので、ストレスチェック実施計画はすでにあることが前提です。そのためストレスチェックを実施しただけでは支給対象になりません。



平成29年12月と平成30年1月のセミナー案内

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象/定員
12月1日(金) 14:00-16:00	じん肺健康診断について～診断書の書き方を中心に～【日医認定申請中】	大塚義紀(北海道中央労災病院 副院長) 藤本伸一(岡山労災病院 腫瘍内科部長) 横山多佳子(旭労災病院 健康診断部長)	水戸FF センタービル 会議室	産業医、産業看護職、 健康管理担当者、呼 吸器科医、じん肺健 診担当者
12月11日(月) 18:00-19:00	性差の視点からみた、職域での健康 支援【日医認定申請中】	川島恵美(化学メーカー産業医)	新日鐵住金 株式会社 人材育成 センター	産業医、産業看護職、 健康管理担当者等
12月11日(月) 19:00-20:00	均等法に定められた妊娠・出産にかか る制度等【日医認定申請中】	松本春美 (茨城労働局 雇用環境・均等室 室長)	新日鐵住金 株式会社 人材育成 センター	産業医、産業看護職、 健康管理担当者等
12月12日(火) 14:00-16:00	法に基づくストレスチェック制度実践編 ～職場環境改善活動につなげる健 康経営の考え方～【日医認定申請中】	石見忠士(厚生労働省委託事業「こころの耳」 運営事務局 事務局長)	水戸FF センタービル 会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労 務担当者、事業主等
1月18日(木) 18:30-20:30	職場の感染症対策 【日医認定申請中】	矢野晴美(筑波大学附属病院水戸地域医療 教育センター 水戸協同病院グローバルヘルス センター感染症科 筑波大学医学医療系 教授)	ワークヒル 土浦	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労 務担当者、事業主等
1月24日(水) 13:30-15:30	ストレスチェック制度について 【日医認定申請中】	松井玄考(産業保健相談員、労働衛生コン サルタント、社会保険労務士、元和歌山労働局長)	ワークヒル 土浦	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労 務担当者、事業主等

(独)労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8F

TEL 029-300-1221 FAX 029-227-1335 mail:mito@ibarakis.johas.go.jp

「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか？

茨城労働局労働基準部健康安全課

1. 定期健康診断の実施と結果報告

- (1) 労働者を使用している事業場では、業種や労働者数にかかわらず、原則として年1回（深夜業などの特定業務従事者は6月に1回）医師による健康診断を実施しなければなりません。
- (2) 常時50人以上の労働者を使用している事業場では、健康診断の実施結果を所定の様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署長あて提出する必要があります。

2. 特殊健康診断の実施と結果報告

以下に掲げる業務を行っている事業場では、原則として6月以内ごとに1回（特定の業務は、1年以内ごとに1回）、その業務にかかる特殊健康診断を実施しなければなりません。

また、特殊健康診断を実施した場合は、労働者数に関係なく全ての事業場で、その実施結果を所定の様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署長あて提出する必要があります。

- ①シンナーなどの有機溶剤を取り扱う業務
- ②はんだ付けなどの鉛業務

- ③特定化学物質を取り扱う業務
- ④潜水などの高気圧業務
- ⑤電離放射線業務
- ⑥除染等業務
- ⑦石綿を取り扱う業務
- ⑧四アルキル鉛を取り扱う業務
- ⑨騒音、VDT作業などの行政通達で示された業務

3. じん肺健康管理実施状況報告

粉じん作業を行っている事業場は、毎年12月末現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末までに、所定の様式により所轄労働基準監督署長あて提出する必要があります。

なお、この報告は、じん肺健康診断を実施していない年でも提出しなければなりません。

各種健康診断実施結果報告書の様式は、茨城労働局健康安全課及び各労働基準監督署で配布している他、厚生労働省又は茨城労働局のホームページからもダウンロードできます。

過労死等防止対策推進シンポジウム (茨城会場)が開催されました

11月5日、つくば市のつくば国際会議場において、過労死等防止対策推進シンポジウム（茨城会場）が開催されました。公益財団法人大原記念労働科学研究所上席主任研究員の佐々木司氏をお迎えし、基調講演「働き過ぎの労働者の疲れ、眠り、つらさをどのように考えるか」というテーマでご講演いただきました。

また、企業による取組み事例の紹介や、遺族による体験談の発表などについてもお話いただきました。多くの方に参加いただき、たいへん充実したシンポジウムとなりました。



佐々木司氏から、睡眠と過労死についてご講演いただきました。



社会福祉法人泰仁会の大塚総務課長から、働きやすい職場を目指した取組みについて事例を紹介していただきました。

「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修」 開催のご案内

主催：中央労働災害防止協会 健康快適推進部
協力：(一社)茨城労働基準協会連合会

厚生労働省が策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月公示)では、職場のメンタルヘルス対策を進めるために、「事業場内メンタルヘルス推進担当者」を選任する努力義務が規定されています。本研修は、厚生労働省が公表しているカリキュラムに準じており、心の健康づくり計画の策定から、メンタルヘルス不調者への対応、職場復帰のための支援、職場環境等の改善など、メンタルヘルス対策に必要な知識を包括的に学ぶことが出来ます。

今般、メンタルヘルス推進担当者として活動される下記の方々を対象に、標記研修を下記により開催することと致しましたので、ご参加下さいませようご案内申し上げます。

記

- 1.対象者：事業場でメンタルヘルス推進担当者として活動される方、人事労務管理スタッフ、
ストレスチェック制度の実務担当者、衛生管理者、保健師・看護師等の産業保健スタッフ等
- 2.開催日程：平成30年2月6日(火)～7日(水)(2日間)
- 3.会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター(水戸市渋井町堺橋263-1)
- 4.内容：カリキュラム ※厚生労働省が公表しているカリキュラムに準じています。講師の都合によりカリキュラムが変更となる場合があります。

	9:00	30	50	10:00	50	11:00	12:00	13:00	14:00	10	15:00	10	20	16:00	17:00
第 一 日 目	受 付	開 講 式	(講義) 事業場におけるメンタルヘルスケア	休 憩	(講義) ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識	昼 休	食 憩	(講義) 心身医学・精神医学の基礎	休 憩	(講義) 働く人のうつ病と自殺予防への対応	休 憩	(講義・実習) メンタルヘルス教育の進め方			
第 二 日 目		(講義) 職場環境等の把握と改善の方法	休 憩	(講義) 企業のリスクマネジメントとコンプライアンス、個人情報の保護への配慮	昼 休	食 憩	(講義) 職場復帰における支援の進め方	休 憩	(講義) 関係者との連携及び情報提供の進め方	休 憩	(研究討議) 取組み状況の把握と情報交流	閉 講 式			
	30	30	40						10	10	20		50		
	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00						

- 5.定員：50名(申込み先着順)
- 6.申込み先：(一社)茨城労働基準協会連合会へご連絡ください。申込書をお送りいたします。
(なお、申込書は当連合会のホームページからもダウンロードできます。)

7.参加費：

区 分	正規金額	※割引金額
中災防・基準協会会員	30,860円	18,520円
一 般	34,970円	20,980円
THP登録者	30,860円	割引料金対象外 (テキスト代、消費税込。)

平成29年度中小規模事業場安全衛生活動支援事業による割引サービスをご利用ください

※常時使用する労働者数が300人未満の労災保険の適用事業場について、割引サービスをご利用できます。直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控え)」(労働基準監督署の受付印が入っているもの)の写しを申込書に添付してご提出ください。

- 8.問合せ先：主催：中央労働災害防止協会 健康快適推進部 (TEL 03-3452-2517)
協力：(一社)茨城労働基準協会連合会 (TEL 029-225-8881)

職長・安全衛生責任者能力向上教育開催のご案内

「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」(平成29年2月20日基発0220第3号)に基づき、職長等の職務又は安全衛生責任者の職務に従事する者で概ね5年を経過した方を対象に、職長等及び安全衛生責任者能力向上教育を下記により実施いたしますので、関係会社の方々に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 講習日時：平成30年2月5日(月) 8:50～16:30
2. 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
水戸市渋井町字塚橋263-1 TEL 029-221-6880
3. 受講資格：職長・安全衛生責任者教育修了者で概ね5年を経過した者
4. カリキュラム (講習科目) ①職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること
②労働者に対する指導又は監督の方法に関すること
③危険性又は有害性等の調査に関すること
④グループ演習
5. 受講料等：1名につき 8,510円【受講料 7,560円(税込)、テキスト代 950円】
6. 定員：50名
7. 受講申込方法：所定の受講申込書に写真及び職長・安全衛生責任者教育修了証の写しを添付して申し込みください。なお、職長教育修了証のみでは受講できません。
8. 問合せ先：(一社)茨城労働基準協会連合会 TEL 029-225-8881
〒310-0801 水戸市桜川2丁目2の35 茨城県産業会館14階
9. 申込期限：平成30年1月26日(金) 但し、定員に達し次第締切りとさせていただきます。
10. 修了証の交付：全科目を受講した者には修了証を交付致します。

平成29年度 茨城衛生管理者協議会研修会のご案内

衛生管理者に、今求められるもの

～産業医と衛生管理者のより良き連帯をめざして～

「産業医のあり方検討会」の答申を受けて、今年6月から条件付きで産業医巡視が月1回から2ヶ月に1回に変更可能となりました。この条件の一つには衛生管理者の週一回の職場巡視の確認があります。しかし、その役割が増えているのは産業医だけなのでしょうか。

今年の衛生管理者協議会研修は、下記のとおり増え続ける労働衛生活動の中で、産業医と衛生管理者が実務の中でより連帯し、協力するためには今どのような活動ができるかディスカッションし、衛生管理者自身がより有効かつ効率的に活動するためにできることを一緒に考えたいと思います。

記

開催日時 平成30年2月7日(水) 開始時刻 午後1時30分から(終了時刻4時頃)
会場 国民宿舎水郷跡地(霞浦の湯) 大ホール会議室
土浦市大岩田255 霞ヶ浦総合公園内 駐車場有り

研修会次第

- 1 挨拶 茨城衛生管理者協議会代表幹事
茨城労働局健康安全課長
- 2 問題提起 衛生管理者の業務と産業医との接点(企業との橋渡し役と課題)
講師 かたから労働衛生コンサルタント事務所長 片倉 薫
産業医から衛生管理者へ求めるもの
講師 筑波学園病院 産業医科長 宮崎 ゆか
- 3 パネルディスカッション
パネリスト 筑波学園病院 産業医科長 宮崎 ゆか
かたから労働衛生コンサルタント事務所長(進行役) 片倉 薫
茨城衛生管理者協議会代表幹事 野口 清
- 4 問合せ先 (一社)茨城労働基準協会連合会 事務局(宮崎・坂本)
水戸市桜川2丁目2の35 茨城県産業会館14階 TEL 029-225-8881



業務は各人責任を持って、
仕事はチームで効率的に。

チームの中で情報共有することで
休みやすい環境に。

仕事 休もっ化 計画

ワーク・ライフ・バランス

休もっ化
計画1

仕事と生活の調和のために、
計画的に年次有給休暇を取ろう。

休もっ化
計画2

土日・祝日にプラスワン休暇して、
連続休暇にしよう。

休もっ化
計画3

話し合いの機会をつくり、
年次有給休暇を取りやすい会社にしよう。

【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する
取組(キッズウィーク)が平成30年度からスタートします。
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう!

1月4日と5日を休んで11連休に!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

【問い合わせ先】茨城労働局雇用環境・均等室 電話：029-277-8294

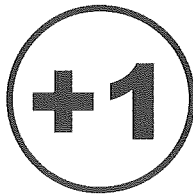


[WEBページはこちら]

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日・祝日に年次有給休暇を
組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を
組み合わせて、3日(2日)+1日以上
の休暇を実施しましょう。

2017年11月~12月

日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が7.5ポイント高くなっています(平成27年)*。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。*就労条件総合調査

1) 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な
業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、
年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

例えば、2017年の年末と2018年の年始に
導入すると？

年次有給休暇を土日と
組み合わせて、連続休暇に。

計画的付与の年次有給休暇などと土日を組み合わせて連続休暇に
することができます。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み
合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2017年12月+2018年1月

日	月	火	水	木	金	土
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
----	----

事業主が計画的に付与できる 従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
-----	----

事業主が計画的に付与できる

従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

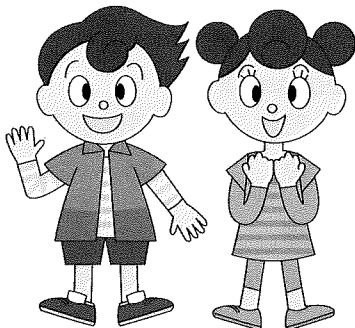
安心

国の制度だから
安心・確実

掛金の助成を
受けることができます

簡単

外部積立型だから
管理がカンタン



中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません

パートさんも
加入できます

事業主と生計を一にする
同居の親族のみを雇用する
事業所の従業員も、次の条件を
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
 - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：中退共



ちゅうたくん きょうしちゃん

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

県内の労働災害発生状況速報 (平成29年10月末現在)

業種別	平成29年	前年同期	
計	(14) 2,152	(21) 2,155	
製造業	(1) 610	(3) 591	
鉱業	(1) 5	(0) 4	
建設業	(7) 298	(10) 284	
内訳	土木	(4) 75	(6) 70
	建築	(3) 134	(4) 126
	その他	(0) 89	(0) 88
運輸交通業	(1) 300	(2) 283	
貨物取扱業	(1) 27	(0) 24	
農林業	(1) 38	(0) 31	
畜産水産業	(2) 87	(1) 95	
商業	(0) 269	(0) 311	
その他	(0) 518	(5) 532	

(注) ()内は、死亡者で内数

◎労働保険料の納付について◎ 「12月は労働保険料滞納整理強化月間です」

労働保険とは労災保険と雇用保険との総称です。農林水産業の一部を除き、労働者(パート、アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、業種、規模の如何を問わず労働保険の適用事業となります。

労働保険料は、労働者の業務上又は通勤上の負傷等に対する給付や、失業した労働者に対する失業給付の他、労働者の福祉の増進を図る事業の財源となっており、事業主は納付期限までに保険料を納付しなければなりません。

茨城労働局及び県内の労働基準監督署では、12月を「労働保険料滞納整理強化月間」として徴収職員による実地納付督促を集中的に行います。納付期限までに納付がお済みでない場合は、至急金融機関等にて納付をお願いします。

なお、保険料の納付等にかかる問合せは茨城労働局労働保険徴収室029(224)6213又は最寄りの労働基準監督署にお申し出ください。

第一種衛生管理者免許試験受験準備講習会開催のご案内

当連合会では、9月実施の出張特別試験にあわせ上期(6~7月)に受験対策講習会を実施しておりますが、今般、受験者の便宜上の観点から下期にも「第一種衛生管理者試験」の受験対策講習会を下記により開催することといたしました。

講習内容は、受験対策中心に解説し、合格率の向上を目的とした講習会としております。

受験者の方々は積極的に参加されますようご案内申し上げます。

1. 日 時 平成30年2月8日(木)・9日(金)・10日(土) 各日9時~17時まで
2. 会 場 (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
水戸市渋井町堺橋263-1 (TEL 029-221-6880)
3. 受 講 料 1名につき 15,420円(税込)
テキスト代 6,696円(3冊1組・税込)
※テキスト送料:送付先が茨城県内で6組以下の場合580円、それ以外はお問合せ下さい。
4. 申込受付期間 平成29年12月1日(金)~平成30年2月1日(木)
先着順にて受け付け、定員に達し次第締め切りといたします。
5. 問合せ・申込先 (一社)茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階 TEL 029-225-8881

講習会のご案内(12月中旬~1月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
1/17~18・19	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
1/22~23・24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
12/18~19	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
1/15~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
1/24~25	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
1/25~26	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
鉛作業主任者		
1/9~10	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ガス溶接		
12/8~9	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
1/19~20	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
玉掛け		
1/11~12・14	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
1/11~12・14・21	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
1/18~19・20	常陸太田市商工会館 (鹿嶋市)	太田協会
フォークリフト運転(学科)		
1/10	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
1/11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
1/12	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
1/13	平成館 (古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転		
1/23・24・25・26・29・30・31	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
1/26~27・28	平成館 (古河市)	古河協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
12/14~15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
1/11~12	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
1/17~18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
1/13	日立アプライアンス(株) (日立市)	日立協会
1/26	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
1/25~26	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会

特定粉じん作業		
1/12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
衛生管理者能力向上教育		
1/25~26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フォークリフト運転従事者安全衛生教育		
1/19	茨城県産業会館研修室 (水戸市)	連合会
1/30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
職長教育		
12/12~13	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/14~15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
1/13~14	平成館 (古河市)	古河協会
1/15~16	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
1/17~18	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
1/17~18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
1/20~21	平成館 (古河市)	古河協会
安全衛生推進者講習		
1/18~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
安全管理者選任時研修		
12/14~15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
化学物質のリスクアセスメント研修		
1/27	平成館 (古河市)	古河協会
交通労働災害防止管理者研修		
1/29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
保護具着用管理者研修		
1/24	平成館 (古河市)	古河協会
衛生推進者講習		
12/18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
雇用管理研修(建設業)基礎講座		
1/30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478